

平成28年度

中小企業のみなさまへ

徳島県中小企業向け

融資制度の ご案内

徳島県の制度が
頑張る中小企業者を応援します！



徳島県商工労働観光部企業支援課

1 中小企業向け融資制度とは

県では、金融機関、信用保証協会と協力し、中小企業者等の皆様の事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくために、低利の各種融資制度を設けています。

融資制度を利用していただくことによって、安定した経営を行い、将来は独自の実力と信用力で金融機関、さらには市場から資金調達できるようになっていただくことをねらいとしています。

2 融資制度を利用できる方（次の要件をすべて満たしていることが必要です）

(1) 規模

資本金もしくは従業員数のうちどちらか一方が次の表を満たしている中小企業者

業種	資本金(又は出資の総額)	従業員数
製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金(又は出資の総額)	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※医療法人等、特定非営利活動法人、組合(事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合等)が対象となる資金もあります。

(2) 業種

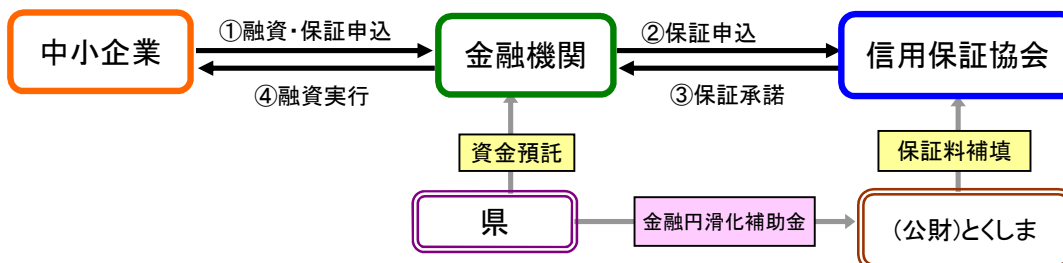
信用保証協会の保証対象業種であること。農業、林業、漁業、金融業、保険業、風俗営業飲食業など、業種によっては一部対象とならない場合があります。

(3) その他

法人県民税並びに事業税(個人事業税、法人事業税及び地方法人特別税)の滞納がないこと。申込みの際には、最寄りの徳島県東部県税局、南部総合県民局、西部総合県民局のいずれかで発行する「直近1年の期別証明」を提出してください。

※各資金毎の融資対象要件に合致しても、金融機関、保証協会の審査により利用できない場合があります。

3 一般的な手続きの流れ(一部資金で異なる場合があります)



4 融資の申込み

融資を希望する方は、次の金融機関の本支店または信用保証協会に申し込んでください。なお、資金によっては、特定の申込先や取扱金融機関が定められているものがあります。

阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、徳島県信用農業協同組合連合会、商工組合中央金庫

